

令和元年度 幼児教育・保育の 無償化申し込み案内

[子育てのための施設等利用給付申請]



久留米市にお住まいで
届出（認可外）保育施設等を利用される方へ

【対象施設】

届出（認可外）保育施設、病児保育事業
一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まります。届出保育施設等（一時預かり事業・病児保育事業・ファミリー・サポート・センターを含む）の利用についても、保育の必要性の認定のある子どもで、保育所又は認定こども園等を利用してない場合は、無償化の対象となります。無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。0～2歳の子どもについては、市民税非課税世帯を対象として、利用料が無償化されます。

無償化となるためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

※認定には、要件に該当する必要があります。（次のページ参照）

3～5歳	施設等利用給付2号認定	0～2歳 (市民税非課税世帯)	施設等利用給付3号認定
<p>月37,000円まで無償 (幼稚園・認定こども園の預かり保育料を含む) ※注</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>届出保育施設</p> <p>一時預かり事業</p> <p>病児保育事業</p> <p>ファミリー・サポート・センター</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>幼稚園等の 預かり保育</p> </div> </div>		<p>月42,000円まで無償</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>届出保育施設</p> <p>一時預かり事業</p> <p>病児保育事業</p> <p>ファミリー・サポート・センター</p> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>	

※注 通園する幼稚園等が年間200日以上以上の預かり保育を実施しており、かつ平日の開園時間が8時間以上である場合、十分な水準の保育が提供されているとみなされ、届出保育施設等の利用料については無償化の対象となりません。

通園する園が十分な水準の預かり保育を実施しているかについては、園または園のある市区町村にお問合せください。

無償化の対象となる費用

利用した施設に支払った利用料（保育料）を、久留米市から保護者へ支払います。

利用料 (保育料)	}	無償化の対象
実費		対象外

※対象施設を複数利用した場合も対象となります。

※通園送迎費、給食費、日用品費、行事費などは、これまで通り保護者の負担になります。ファミサポは送迎のみの利用の場合、無償化の対象になりません。



給付を受けるための手続き

1. 認定

届出保育施設等を利用して、無償化の対象となるには、施設等利用給付「2号認定」もしくは、施設等利用給付「3号認定」を受ける必要があります。認定の要件は下の表のとおりです。下記の書類をご提出ください。

- 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）（第7号様式の2）
- 下記認定の要件の添付書類（保護者全員分（父母））

※書類様式は、久留米市子ども保育課（市役所16階）または市ホームページから入手してください。

※幼稚園、保育所に通園している場合は、届出保育施設等の利用は、無償化の対象になりません。

認定の要件

保育を必要とする事由	認定の有効期間	添付書類（下線は市指定様式あり）
就労している（64時間/月以上の労働を常態としている）	最長で卒園まで	・ <u>就労証明書</u>
妊娠中であるか出産後間もない 産前8週、産後8週	分娩（予定）日基準、産前8週の日 の属する月の初日から産後8週 の日の属する月の月末まで	・母子健康手帳（出産予定日のわかるもの）または診断書
疾病または心身に障害がある	最長で卒園まで	・診断書または障害者手帳
親族を常時介護または看護している （64時間/月以上の看護を常態として いる）	最長で卒園まで	・ <u>介護・看護申立書</u> 介護される人の診断書または障 害者手帳など
災害の復旧に当たっている	最長で卒園まで	・ <u>申立書</u> 、 <u>罹災証明書</u>
求職活動（起業の準備を含む）中である	施設の利用開始から3か月	・ <u>求職中申立書</u>
学校に通っている、職業訓練を受けている （64時間/月以上の就学を常態として いる）	就学期間終了日の属する月の末 日まで	・ <u>就学証明書</u>

[提出先] 久留米市役所 子ども保育課（16階）（〒830-8520 久留米市城南町15-3）

[提出期限] 認定申請書の提出期限は次のとおりです。

認定日	提出期限
1日～9日 認定	前月25日まで
10日～19日 認定	当月5日まで
20日～末日 認定	当月15日まで

※提出期限が土曜、日曜、祝日の場合は
前営業日が提出期限となります。

※令和元年10月1日（火）から無償化対象となるには、9月30日（月）までに提出してください。

2. 決定通知

久留米市が認定を行い、保護者へ「施設等利用給付認定（却下）通知書」を送付します。認定後、申請した内容に変更が生じた場合は、子ども保育課にお申し出ください。

3. 利用料（保育料）の請求

利用料（保育料）の請求は、保護者が久留米市子ども保育課に行います。

[提出書類]

- ① 施設等利用給付請求書
 - ② 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書
 - ③ 特定子ども・子育て支援提供証明書
- ※ファミリー・サポート・センターを利用した場合、②、③のかわりに「④ 活動報告書」を提出
※②、③、④については、利用した施設から発行されます。

[提出先] 久留米市役所 16階 子ども保育課（〒830-8520 久留米市城南町 15-3）
※届出保育施設を利用した方は、利用施設に書類を提出してください。

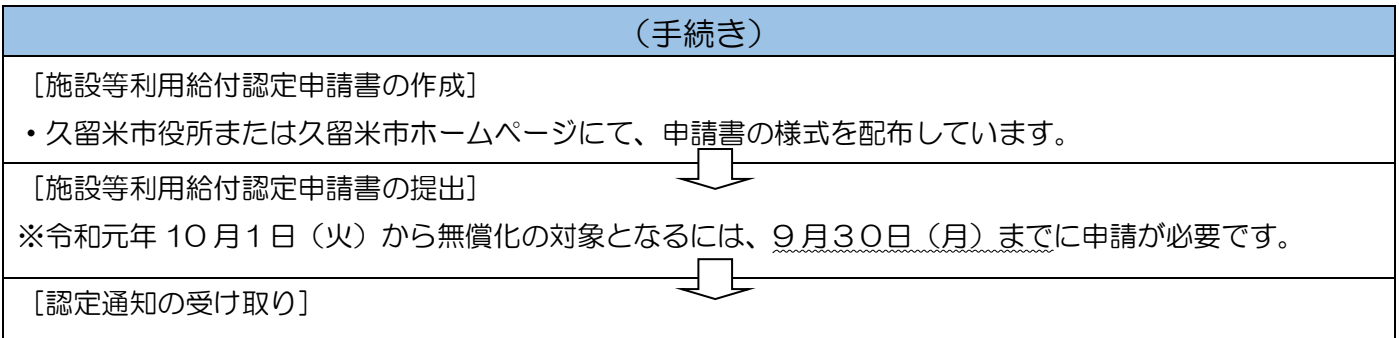
[請求期限] 四半期ごとに支払います。請求期限は次のとおりです。

利用月	請求期限（見込み）
10・11・12月利用分	1月10日
1・2・3月利用分	4月10日
4・5・6月利用分	7月10日
7・8・9月利用分	10月10日

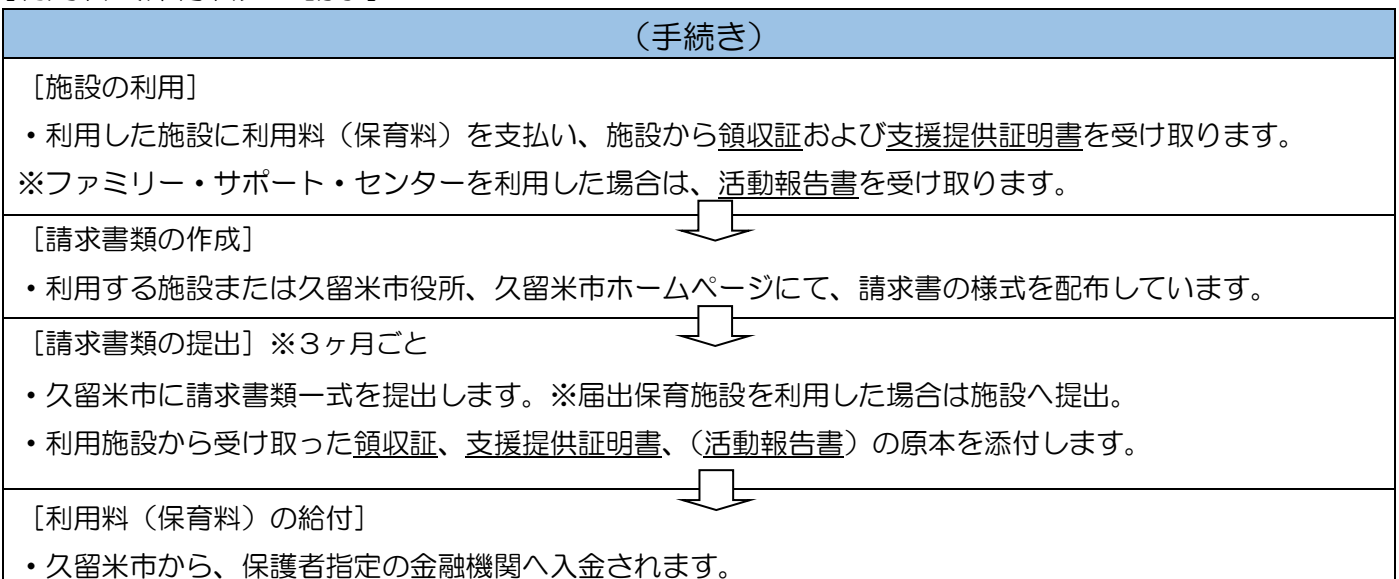


[参考] 認定～施設利用等給付までの流れ

[認定～決定通知]



[利用料（保育料）の請求]



(問い合わせ先)

- ・届出保育施設、一時預かり事業（保育所）に関すること
- ・認定申請、請求に関すること

久留米市役所 子ども保育課（16階）
TEL：0942-30-9025 0942-30-9754
FAX：0942-30-9718
MAIL：kodomom@city.kurume.fukuoka.jp

- ・病児保育事業
- ・一時預かり事業（くるるん・児童センター）
- ・ファミリー・サポート・センターの事業に関すること

久留米市役所 子ども政策課（15階）
TEL：0942-30-9227
FAX：0942-30-9718
MAIL：egao@city.kurume.fukuoka.jp